研削と石(自由研削用)の取り替え等の業務に係わる特別教育

20130422 作成

◇労働安全衛生法第 59 条

(安全衛生教育)

- 第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省 令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。
- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための**特別の教育**を行なわなければならない。

(特別教育を必要とする業務)

- 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、 次のとおりとする。
 - 一 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

◇特別教育の内容の詳細は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 39 条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程(昭和 47 年労働省告示第 92 号)その他の告示により定められている。

・自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育

- 学科
- 1. 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識(2 時間)
- 2. 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識(1時間)
- 3. 関係法令(1時間)
- 実技
- 1. 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法(2 時間)

◇グラインダー(例)

携帯用グラインダー、床上グラインダー、両頭グラインダー、スインググラインダー、 ワゴングラインダー、切断機、木工機械等に研削といしを取付けて使用するもの(機 械研削盤は除く。)等





